

令和2年度第2回立川市個人情報保護審議会議事録要旨

1 日時 令和2年8月26日(水) 午後1時30分～午後3時20分

2 場所 立川市役所2階 210会議室

3 次第

(1) 届出関係諮問事項

① 胃がん・大腸がん・肺がん検診事業(個別検診)の実施について

【福祉保健部健康推進課】

② 予防接種事業(ロタウイルス定期接種)の実施について

【福祉保健部健康推進課】

③ 生活保護システムの改修について

【福祉保健部生活福祉課】

④ 地域包括支援センター支援システムの入力対象者拡大について

【福祉保健部高齢福祉課】

⑤ 個人市民税課税業務に係るAI-OCR及びRPAの導入について

【財務部課税課】

⑥ 立川市市税等クレジットカード収納業務の委託業者の変更について

【財務部収納課】

⑦ 学童保育所新規入所申請数調査業務の実施について

【子ども家庭部子ども育成課】

⑧ 立川市市民生活支援給付金給付事業について

【総合政策部企画政策課】

⑨ 家庭ごみ指定収集袋減免分配送業務の外部委託について

【環境下水道部ごみ対策課】

(2) その他

4 出席者

(1) 委員

飯田会長、齊藤副会長、神宮委員、梶委員及び入谷委員

(2) 職員

[諮問実施機関]

諮問事項①：健康づくり担当課長及び予防健診係長

諮問事項②：同上

諮問事項③：生活福祉課庶務係主事

諮問事項④：高齢福祉課長及び地域包括ケア推進係長

諮問事項⑤：課税課長、市民税係長及び同係主事

諮問事項⑥：収納課長及び管理係長

諮問事項⑦：子ども育成課主査

諮問事項⑧：企画政策課長及び主査

諮問事項⑨：ごみ対策課長、計画推進係長及び同係主任

[事務局]

文書法政課長、情報公開係長及び同係主任

5 議 事

(1) 届出関係諮問事項（諮問実施機関からの説明は、資料に基づくものである）

諮問事項①：(福祉保健部健康推進課)

【諮問の概要】

令和2年10月1日から胃がん・大腸がん・肺がん検診事業（個別検診）を実施することとなり、立川市医師会に個別検診業務を外部委託し、健康管理システム（胃がん・大腸がん・肺がん個別検診に係る部分）の改修を行うもの

【審議内容】

《システム改修について》

○集団検診から個別検診になるので、複数の医療機関で実施した検診内容を記載できるように新たな機能を追加するシステム改修を行う。

《立川市医師会への外部委託について》

○受診者は市から送付された受診票を持参して、予約した医療機関で検診を行う。
実施した医療機関は立川市医師会を經由して検診結果を市に報告し、委託料を請求するという流れになる。

《個人情報保存の保存年限について》

○紙情報としての保存年限について、医療機関は医師法に基づいて5年間、市は文書規程に基づいて5年間保存するが、システム上では該当の個人が生存中は

保存するため長期保存としている。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項②：(福祉保健部健康推進課)

【諮問の概要】

予防接種法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 3 号）等が令和 2 年 10 月 1 日から施行され、ロタウイルス感染症が A 類疾病に追加されることとなり、立川市医師会に定期予防接種業務を外部委託し、健康管理システム（ロタウイルス定期接種に係る部分）の改修を行うもの

【審議内容】

委員からは特に意見や質問等はなかった。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項③：(福祉保健部生活福祉課)

【諮問の概要】

平成 30 年 6 月に成立した改正生活保護法において創設された日常生活支援住居施設が令和 2 年 4 月より施行されることとなり、日常生活支援住居施設への委託事務費を計算する機能等を追加するシステム改修を行うもの

【審議内容】

《日常生活支援住居施設について》

○居宅と救護施設の間となる施設で、金銭管理や食事の準備ができないなど日常生活の一部に支障のある方が居住する施設である。この施設は無料低額宿泊所のなかに生活支援員を配置して設置する。

《システムへの入力作業について》

○システムへの入力作業は市職員（地区担当ケースワーカー）が行い、委託業者は関与しない。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項④：(福祉保健部高齢福祉課)

【諮問の概要】

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 52 号）が令和 3 年 4 月 1 日から施行されることとなり、重層的支援体制整備事業が創設され、立川市では「断らない相談支援」を実施するために、高

齢者、障害者、子ども、生活困窮者などで受け皿のない全ての相談を受けとめるための体制整備を行い、ふじみ地域包括支援センターに配置された相談支援包括化推進員との連携を進めている。このことにより、立川市、地域包括支援センター及び福祉相談センターでネットワーク化している地域包括支援センター支援システムに入力する対象者について、困りごとを持った立川市民へと対象者の範囲を拡大するもの

【審議内容】

《個人情報を入力項目について》

○入力項目については、相談のなかで得た個人情報を入力していく。

《USBの取り扱いについて》

○専用USBを差し込むとパソコンが立ち上がり、個人別のログインパスワードを入力してサーバーにアクセスする。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項⑤：(財務部課税課)

【諮問の概要】

平成31年4月1日から働き方改革関連法が順次施行され、時間外労働の上限規制が導入されたことにより、立川市の課税業務を効率化し、時間外勤務の削減を目的にAI-OCR及びRPAの導入を図り、令和2年10月から給与所得者異動届出書をAI-OCRにて読取り、そのデータ化した給与所得者異動届出書処理並びにeLTAxの利用届出書処理及びふるさと納税対象者処理をRPAにて税システムに自動的に入力するもの

【審議内容】

《ふるさと納税の事務処理について》

○本人からの申告は必要ない。ふるさと納税を受けた自治体から立川市へ通知が届き、その情報をRPAで入力する。立川市がふるさと納税を受けた場合は、居住している自治体へ通知している。

《再委託について》

○届出書には記載していないが、添付の仕様書には「受注者は、この委託業務の全部又は主要な部分を第三者に再委託してはならない」と明記している。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。ただし、再委託は行わないこと。

諮問事項⑥：(財務部収納課)

【諮問の概要】

立川市第2次情報化計画に掲げている市税等の納付機会の拡充の一環として、平成29年度に導入した市税及び国民健康保険料についてクレジットカードによる納付について、現在の委託業者は令和4年3月でサービスを終了するため、令和3年度より委託業者を変更して事業の継続を図るもの

【審議内容】

《委託業者について》

○個別のクレジットカード会社と契約するのではなく、収納代行会社と委託契約を締結する。委託業者が入手するのはクレジットカード番号、納税通知書番号、納税金額だけで、氏名等の個人情報入手しない。

《新たな委託契約を締結する理由について》

○令和4年1月から三市（立川市、三鷹市及び日野市）で共同利用する住民情報システムが運用開始となるため、現在運用している住民情報システム（基幹系システム）で委託業者を変更したほうが移行作業はスムーズに行える。新たな委託業務に移行する期間は6ヶ月間で、業務開始は令和3年4月からとなる。

○現在の収納代行会社との委託契約は令和4年3月までだが、ぎりぎりに委託契約を変更した場合、移行期間中に住民情報システムが変更となり、移行作業が煩雑になる可能性がある。

《決済手数料と利用者数について》

○市民は税額の1%の額から50円引いた決済手数料を支払い、市は1件当たり50円の手数料を委託業者に支払っている。

○現在は納税者の0.49%がクレジット決済を利用している。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項⑦：(子ども家庭部子ども育成課)

【諮問の概要】

立川市第4次長期総合計画（後期基本計画）及び第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン（原案）では、令和6年度の目標値として学童保育所待機児童数

0 人を目指しており、今後の待機児童解消に向けた施策を検討するため、保育園に在籍する 3～5 歳児の児童名簿の一部を目的外利用して学童保育所新規入所申請数を調査するもの

【審議内容】

《保育園児を対象とする理由について》

○保育園に通っている児童のほとんどが学童保育所に通うことになるので、地域ごとの大まかな入所予定児童数を把握することができる。把握した児童数をもとにして、目標を達成できるように計画を進めていきたい。

《必要とする住所の範囲について》

○アパートやマンション名などは必要ないが、必要とする住所の範囲は学区によって異なる。何丁目までで特定できる学区もあるが、何番何号まで抽出しないと特定できない学区もある。例えば、第二小学校は〇〇町〇丁目〇番〇号まで必要となる。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項⑧：(総合政策部企画政策課)

【諮問の概要】

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策(令和2年4月20日閣議決定)に基づく特別定額給付金に加え、立川市の独自施策として、市民への生活支援・お見舞いとして立川市市民生活支援給付金を給付対象者1人につき1万円を給付することとなり、住民基本台帳システム等を目的外利用して立川市市民生活支援給付金システム(仮称)にデータを取り込み、対象者を抽出してバーコード入りの申請書を送付し、受領した申請書のバーコードを読み取り、同システムに入力する作業は受託事業者によって行うもの

【審議内容】

《郵送による申請について》

○他の自治体でも郵送による申請を採用しているところが多く、今回の給付金は郵送申請方式としたい。また、特別定額給付金では給付を拒否した方もいたので申請主義としたい。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項⑨：(環境下水道部ごみ対策課)

【諮問の概要】

例年、生活保護受給者等の一定の要件に該当する世帯を対象に、ごみ処理手数料の減免措置として家庭ごみ指定収集袋の交付を市役所本庁舎で実施しているが、今年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、配送による交付を行うこととなり、配送業務を事業者へ委託するもの

【審議内容】

《委託業者に提供する個人情報について》

○住所、氏名の一覧表と宛名ラベルの両方を提供する。委託業者の配達員が再配達をするときに、クラウド上にデータがあると手持ちのタブレットで確認して配達することができる。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

(2) その他

① (会長) 本日の会議ではA I - O C R、R P Aなどのコンピュータ用語が出てきた。よく使用するコンピュータ用語を解説した資料があると良い。

(事務局) 市役所でよく使う基幹系システムなどの用語も加えたい。

② 次回の開催日程について

日時 令和2年10月28日(水) 午後1時30分～

場所 立川市役所 210会議室

内容 諮問事項審議他